10．当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
Ａ実施事業所	
Ｂ実施事業所	
Ｃ実施事業所	

（備考）
１．二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
２．事業年度末時点の状況について記載すること。

11．加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

（備考）①については、
(1)死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
(2)企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
のいずれも含まないこととし、事業年度末の１年６か月前から起算して１年間に資格喪失した人数について記載すること。
（例：事業年度が４月～翌年３月であれば、前年９月～８月の喪失者人数）

（法第83条第２項の規定による通知の状況）

12．事業主が法第83条第２項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件　　数	移　換　金　額
	人	円

（備考）
当該事業年度内に法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第２項の規定による通知の実績を記載すること。